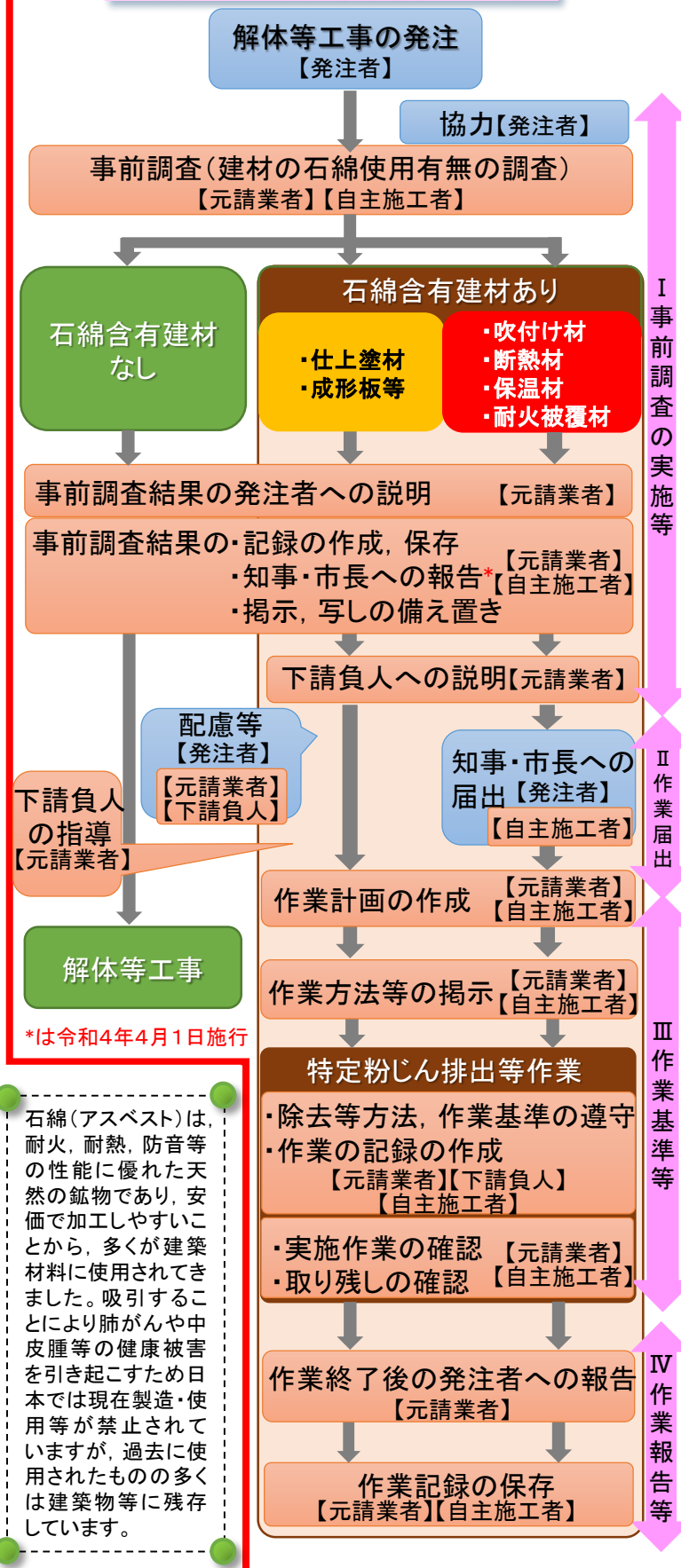


大気汚染防止法が改正され, 令和3年4月から

石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されました

解体等工事に係る手順 《改正大気汚染防止法》



石綿(アスベスト)は, 耐火, 耐熱, 防音等の性能に優れた天然の鉱物であり, 安価で加工しやすいことから, 多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが, 過去に使用されたものの多くは建築物等に残留しています。

規制の強化



全ての石綿含有建材に規制対象が拡大されました。



下請負人にも作業基準順守義務が適用されます。



令和4年4月から事前調査結果の知事・市長への報告が義務付けられます

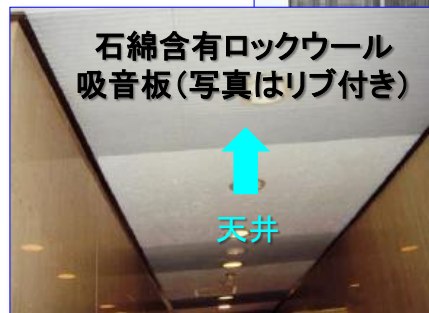
新たな規制対象建材

石綿含有スレートボード

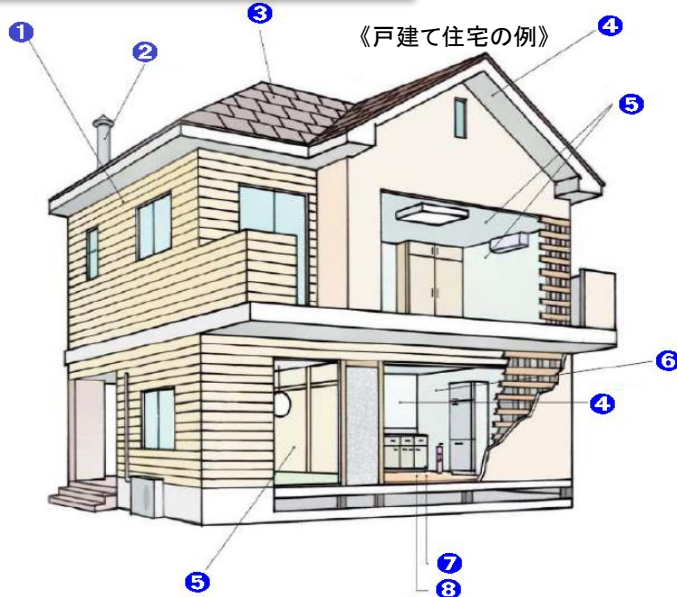


屋根材
外壁など

石綿含有ロックウール吸音板(写真はリブ付き)



天井

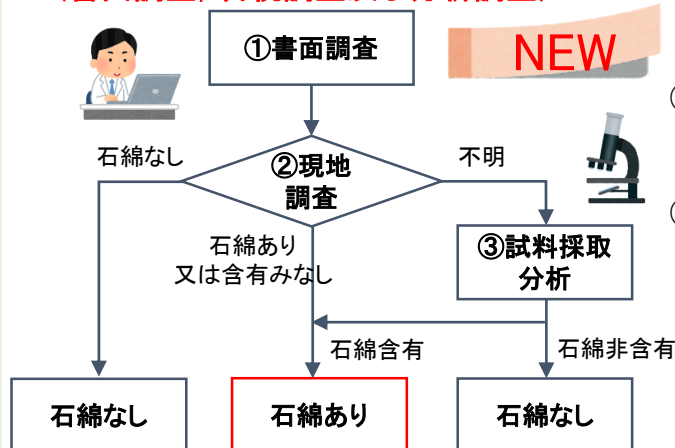


《戸建て住宅の例》

出典: 目で見えるアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)

- 1 石綿含有窯業系サイディング
石綿含有建材複合金属系サイディング
- 2 石綿セメント円筒
- 3 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
石綿含有ルーフィング
- 4 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 5 石綿含有石こうボード
- 6 石綿含有壁紙
- 7 石綿含有ビニル床タイル
- 8 石綿含有ビニル床シート

(1) **事前調査の方法が法定化されました。**
(書面調査、目視調査及び分析調査)



①設計図書等により新築工事に着手した日、建築材料を確認します。使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿(アスベスト)含有建材データベース等を使用した調査を行います。

②現地で各部屋・部位の網羅的に確認します(書面調査との相違等を確認)。書面調査のみで「石綿使用なし」と判断してはいけません。※

③同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。
分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。

※平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガasket等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。



(2) **建築物では、「必要な知識を有する者」による事前調査の実施が義務付けられます。**

(施行: 令和5年10月～※)

「必要な知識を有する者」

①一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)、②特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)、

③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

(3) **事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。書面の写しは3年間保存しなければなりません。**

○発注者への説明事項、記録事項等

別添 I、II を参照してください。



強化

(4) **一定規模以上の建築物等については、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者又は自主施工者が事前調査結果を知事・市長へ報告することが義務付けられます。**

(施行: 令和4年4月～)

NEW

事前調査結果の報告方法について



事前調査結果の報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により行います。



「石綿事前調査結果報告システム」では、石綿障害予防規則に基づく所管の労働基準監督署への報告を同時に行うことができます。

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 石綿事前調査結果報告システムが公開されるまでは、石綿事前調査結果報告制度の説明ページに転送されます。

なお、システムにより報告を行うには、「gBizID」への登録が必要です。

gBizID

<https://gbiz-id.go.jp>



①報告の対象となる規模要件※

- ・建築物の解体：対象の床面積の合計が80㎡以上
- ・建築物の改造・補修，工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上

※解体・改造・補修の工事を同一の者が複数の契約に分割して請け負う場合は，これらを一の契約で請け負ったものとみなします。また，請負金額には事前調査の費用は含まず，消費税を含みます。

工作物の場合，報告の対象は，反応槽，加熱炉，ボイラー及び圧力容器，配管設備（建築物における給水設備，排水設備，換気設備，暖房設備，冷房設備，排煙設備等の建築設備を除く。），焼却設備，煙突（建築物における排煙設備等の建築設備を除く。），貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。），発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。），変電設備，配電設備，送電設備（ケーブルを含む。），トンネルの天井板，プラットフォームの上家，遮音壁，軽量盛土保護パネル，鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年環境省告示第77号），

②報告事項

調査対象の建築物等の概要，解体等工事の期間，建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か（該当しないと判断した場合はその根拠），調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等



報告の対象外であっても，事前調査の実施，記録の保存が必要です！

(5)事前調査に関する記録を作成し，その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。

当該記録は，解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

NEW

①記録事項

別添Ⅰ，Ⅱを参照してください。

②現場への備え置き

工事を施工する者や県・市が立入検査の際に確認できる状態であれば方法は問いません。



(6)事前調査の結果の揭示

①揭示板の大きさが定められました。

A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上 縦・横はどちらでも可

強化

②事前調査結果の揭示事項

別添Ⅰを参照してください。

③揭示板の設置場所

公衆の見やすい場所（参考：石綿則では作業者の見やすい場所）

④揭示板の揭示日

作業の開始前

揭示について

- ・事前調査結果の揭示，作業実施の揭示は，1枚に集約することもできます。また，石綿則の揭示と兼ねることができます（その場合，石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか，作業者の見やすい場所に設置することが必要です）。
- ・都道府県等により条例等で揭示事項を定めている場合がありますので，事前に確認してください。

事前調査揭示イメージ図 石綿(アスベスト)の事前調査結果	
調査の方法	書面調査・現地目視調査 (実施者:) 分析調査(実施者:)
事前調査の結果	吹付け石綿 石綿含有保温材 石綿含有成形板等(みなし)
調査終了年月日	●年●月●日
元請業者(自主施工者)	(株)○○○○

II 作業実施届出

法第18条の17

石綿含有吹付け材，石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去，封じ込めまたは囲い込みを行う場合は，作業開始の14日前までに知事・市長への届出が必要です。

○届出事項

- ・届出対象特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつてはその代表者氏名
- ・当該届出対象特定工事の場所
- ・当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の種類
- ・特定粉じん排出等作業の方法
- ・特定粉じん排出等作業の方法が第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは，その理由



(1)届出が不要な作業についても作業計画を作成する必要があります。

- 作業計画に記載する事項
別添Ⅰを参照してください。

NEW

(2)特定粉じん排出等作業に係る掲示

①掲示板の大きさが定められました。

A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上 縦・横はどちらでも可

②作業内容等の掲示事項

別添Ⅰを参照してください。

③掲示板の設置場所

公衆の見やすい場所（参考：石綿則では作業者の見やすい場所）

強化

作業内容等の掲示イメージ図

建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ

届出先	○労働基準監督署 ○県
届出年月日	●年●月●日
特定粉じん排出等作業の実施期間	●年●月●日～●年●月●日
作業の方法	除去・囲い込み・封じ込め 集じん・排気装置の機種・型式・台数 排気能力・使用するフィルタの種類 使用する資材及び種類、排出又は飛散の抑制方法……
発注者	㈱○○○○
元請業者	㈱○○○○

(3)除去等作業の基準の強化

NEW

① 石綿含有吹付け材、断熱材、保温材及び耐火被覆材

除去等作業に係る集じん・排気装置が正常に稼働していること、
作業場及び前室が負圧に確保されていることの確認頻度が強化されました。

強化

確認の種類	タイミング・頻度	確認の方法等
集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆粉じんを迅速に測定できる機器 ・デジタル粉じん計 ・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器 （リアルタイムファイバーモニター） ◆確認事項 作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと
	除去等を行う日の開始後	
	集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合 その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）	
作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認	除去等を行う日の作業開始前	◆確認の方法 ・微差圧計による測定 ・目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ・負圧が確保されていること
	作業中断時（休憩や当日の作業終了で退室した時）	

●異常が認められた場合は作業を中止し、装置の補修その他必要な措置を講ずる。

② 石綿含有仕上塗材及び成形板等

新たに除去等の作業基準が設けられました。

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること
	(1)除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※2すること
	(2)電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること （(2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと）
	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること
	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること （(2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと）

② 石綿含有仕上塗材及び成形板等(つづき)

特定建築材料の種類	作業基準
その他の 石綿含有成形板等	※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※ ¹ を講ずること
	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※ ³ すること (3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

※3 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺状況に応じて養生を行うことが望ましい。

除去等作業の詳細は、「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を御参照ください。 https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

NEW

(4)作業の記録

特定工事の元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。

①記録事項、記録の保存期間

別添Ⅱを参照してください。

②記録の方法

作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等



NEW

(5)作業が計画に基づき適切に行われていることの確認

特定工事の元請業者等は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認する必要があります。

NEW

(6)取り残し等の確認

元請業者等は、除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、「知識を有する者」に目視で確認させる必要があります。

①確認の方法

目視

②記録の実施者

除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者※

建築物：調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者

工作物：石綿作業主任者

※「解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）」は、排出され又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができる。



Ⅲ-2 除去等方法

法第18条の19

吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の除去作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることになります。

NEW

○除去等方法

作業の種類	方法
除去	(1)かき落とし、切断、又は破砕することなく取り外す方法
	(2)除去を行う場所を他の場所から隔離し（前室も設置）、除去を行う間、JIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
	(3)(2)に準ずるものとして環境省令で定める方法（例：グローブバッグ）
当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	囲い込み又は封じ込め （吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の囲い込み等（切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、隔離した場所においてJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法）

石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

(1)特定粉じん排出等作業の結果の報告

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告しなければなりません。

○書面で報告する事項

別添Ⅱを参照してください。

NEW



(2)特定粉じん排出等作業の記録の保存

特定工事の元請業者・自主施工者は、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を3年間保存しなければなりません。

○記録事項

別添Ⅱを参照してください。

NEW

罰則の強化・立入検査対象の拡大等

強化

法第18条の16, 第18条の20,
法第18条の22, 法第26条,
法第33条の2, 第34条

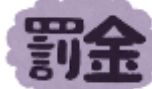
(1)吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の除去作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることになります。(再掲)

(2)特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となりました。

このため、特定工事の元請業者や請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

(3)知事・市長の報告及び立入検査の対象拡大

対象者に下請負人が加えられるとともに、営業所、事務所等その他の事業場が立入検査の対象に追加されます。また、報告事項も規制強化に伴って項目が追加されています。



●特定粉じん排出等作業

石綿含有建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修することをいいます。

●特定工事

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことをいいます。

●届出対象特定工事

特定工事のうち吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合が該当します。



●参考となるウェブサイト

環境省「改正大気汚染防止法について」

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

環境省 大防法改正



広島県「大気汚染防止法の改正による石綿(アスベスト)飛散防止対策の強化について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

広島県 大防法改正



●お問い合わせ先

工事現場	所管庁	電話番号
大竹市・廿日市市	広島県西部厚生環境事務所	0829-32-1181(代表)
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	広島県西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111(代表)
江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400(代表)
竹原市・大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所	082-422-6911(代表)
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部厚生環境事務所	0848-25-2011(代表)
府中市・神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311(代表)
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398
東広島市	東広島市環境先進都市推進課	082-420-0928

このリーフレットや県ウェブサイトへの御意見は、広島県環境保全課(電話番号:082-513-2920)まで

スマートフォンから
アクセスできます



環境省



広島県

別添Ⅰ 解体等工事着工前に作成する記録等に関する必要項目一覧表

○：必要項目 ◎：特定工事の場合の必要項目 ●：届出対象特定工事の場合の必要項目 ▲：令和5年10月1日以降必要項目	事前調査結果			特定粉じん排出等作業	
	の発注者へ の説明	記録※1	揭示	作業計画	作業内容 の揭示
作成者	元請業者	元請業者 又は自主施工者			
保存期間	－	※2	－	－	－
事前調査の結果	○		○		
建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠		○			
事前調査を終了した年月日	○	○	○		
事前調査の方法	○	○	○		
書面調査及び目視調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が事前調査を行うために必要な知識を有する者であることを明らかにする事項	▲				
解体等工事・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		○		◎	◎
解体等工事・特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			○		◎
解体等工事・特定工事の場所		○		◎	
解体等工事の名称及び概要		○			
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日		○			
解体等工事に係る建築物等の概要		○			
解体等工事が建築物等を改造し、または補修する作業を伴う建設工事に該当する場合、当該作業の対象となる建築物等の部分		○			
分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに調査を行ったものの氏名及び所属する機関又は法人の名称		○			
書面調査及び目視調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が事前調査を行うために必要な知識を有する者であることを証明する書類の写し		▲			
特定建設材料の種類	◎		◎	◎	
特定建設材料の使用箇所及び使用面積	◎			◎	
特定粉じん排出等作業の種類	◎			◎	
特定粉じん排出等作業の実施の期間	◎			◎	◎
特定粉じん排出等作業の方法	◎			◎	◎
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	●				
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	●			◎	
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	◎			◎	
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	◎			◎	◎
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	●			◎	
届出年月日及び届け出先					●

※1 事前調査結果の記録項目のほか、発注者への説明書面の写しを合わせて保存する。
※2 解体工事終了日から3年間

別添Ⅱ 解体等工事着工後に作成する記録等に関する必要項目一覧表

○：必要項目		特定粉じん排出等作業		
		実施状況の記録	発注者への作業完了結果の報告	作業完了結果の記録※3
作成者		実際の作業実施者 (施工の分担関係に応じて)	元請業者	元請業者 又は自主施工者
保存期間		特定工事終了まで	－	特定工事終了後 3年間
特定粉じん排出等作業の実施状況	確認年月日	○※4		○※4※5
	確認方法	○※4		○※4
	確認結果（確認結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容）	○※4		○※4※5
	確認者氏名	○※4		○※4※5
特定粉じん排出等作業が完了した年月日			○	
特定粉じん排出等作業の実施状況の概要			○	
特定建築材料の除去等の作業の完了確認を目視により行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項			○	
特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所				○
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				○
特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名				○
特定工事の場所				○
特定粉じん排出等作業の種類				○
特定粉じん排出等作業を実施した期間				○
特定建築材料の除去等の作業の完了確認を目視により行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し				○

※3 作業完了結果の記録のほか、発注者への作業完了結果の報告書面の写しを合わせて保存する。

※4 負圧隔離等を伴う作業の場合は、次の確認作業に係る事項を含む。

- ・集じん・排気装置が正常に稼働することの確認、作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認
- ・特定建築材料の除去後、隔離を解くに当たって作業場内の清掃等を実施し、特定粉じんが大気中に排出又は飛散するおそれがないことの確認

※5 次の確認作業に係る事項を含む。

- ・「特定建築材料の除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者」による特定建築材料の除去等完了の確認